

(案)

令和3年 月 日

庄内町長 富 樫 透 殿

庄内町特別職報酬等審議会  
会長 富 樫 仁

答 申 書

令和3年6月24日付、諮問第1号により意見を求められた特別職の報酬額について、審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 審議会開催状況

回	期日	主な内容
第1回	令和3年6月24日(木)	諮問書の受理 諮問についての審議
第2回	令和3年8月6日(金)	諮問についての審議
第3回	令和3年8月30日(月)	諮問についての審議
第4回	令和3年9月29日(水)	諮問についての審議
第5回	令和3年10月 日( )	答申内容のとりまとめ

2 審議した事項

- (1) 議会の議員の報酬額について
- (2) 三役(町長、副町長、教育長)を除く、その他特別職の報酬額等について

3 委員及びアドバイザー

委員(10名): 鈴木 茂、渡會 正、齋藤秀基、安藤政則、富樫 仁、小野寺隆光、  
金子尚毅、森 保如、上野千賀子、菅原千鶴子

アドバイザー: 小野英一(東北公益文科大学教授)

4 事務局 総務課総務係

5 審議の結果

特別職の報酬額について審議した結果は、別記のとおりです。

## 別 記

### 記

慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめたものである。

#### 1 議会の議員の報酬額について

報酬については、次のとおりの額に改定すべきである。

- (1) 議 長 月額 31 万 7 千円 (2 万 5 千円増額)
- (2) 副 議 長 月額 26 万 4 千円 (2 万 5 千円増額)
- (3) 議会議員 月額 24 万円 (2 万 5 千円増額)

ただし、改定するに当たっては、議員定数を 2 名減員した上で、次期任期である令和 4 年 7 月 1 日から適用するものとする。

なお、議会の議員の報酬額については、定期的（4 年に一度を目途とする。）に特別職報酬等審議会を開催し、報酬額等について適当であるかどうか調査、確認するものとする。

#### 【理 由】

平成 30 年 12 月に当時の庄内町特別職報酬等審議会が答申した内容及び令和 3 年 6 月に町長宛に提出された町議会からの提言内容を改めて精査、尊重した上で、当審議会において、委員各位からの意見を集約し、一定の結論を出したものである。

報酬額の設定については、まちづくりに意欲を持つ若い担い手が、自らの生活に不安を持たずに、議員に挑戦できること、及び町の財政状況を鑑み町民の理解が得られること、の 2 つの観点に立ち、導き出したものである。

なお、議会の議員は、継続的に各自の資質の向上を図り、町民の負託に応えなければならないことであると申し添える。

#### 【審議会が出された主な意見】

##### (1) 報酬の額について

- ・ 現在、山形県内町村 22 自治体の議会で比較すると、報酬額は最下位となっており、議員の質の向上を求めるものであれば、一定の報酬額を設定した上で、より一

層、まちづくりに対する責任を持った議員活動を期待したい。

- ・ 議員報酬で生活がなりたつような報酬額とし、志を持つ若い人たちが議員となり、安心してまちづくりに邁進できるものとしたい。
- ・ 議員としての役割をしっかりと果たしてもらうことが前提であるが、町民の代表である町議会議員の報酬額を引き上げても良い。
- ・ 現在の経済情勢を考慮すると、報酬額を増額することに対して、町民の理解を得られない。

#### (2) 議員定数について

- ・ 議会議員の定数は、議会で決めるべきものではあるが、報酬を決めるに当たっては、現行の報酬総額を上限とし、議員定数を加味しながら検討しなければならない。
- ・ 地域課題を把握し、町政に反映させるという観点から、議員は、ある一定数は確保されるべきである。

#### (3) 議員活動について

- ・ 議会議員の報告会などの開催を必須とするなどし、議員と町民、お互いの顔の見える活動をすべきである。
- ・ 議会活動が活性化し、町民生活に還元されることが町民の一番の願いである。

#### (4) その他

- ・ 議員のなり手不足を解消するための方策について、今後も継続的に協議と実践を進めるべきである。
- ・ 町政や議会に無関心である町民の層が増え、一部の人しか町政に関わらないということのないようにするため、議員を選ぶ側の町民の意識を高める必要があるのではないか。

## 2 三役(町長、副町長、教育長)を除く、その他特別職の報酬額等について